

申3号「人事・賃金制度の改正に関する解明交渉」 2回目を行う！その1

J R 東労組ステーションサービス協議会は、1月18日に実施した解明交渉の会社の姿勢に対して厳しく指摘し、未回答な項目・内容について再度交渉を行いました。J R 東日本ステーションサービス会社より前回の交渉で不十分な回答であったことを認め謝罪し交渉に入りました。

前回の交渉で試験制度など不明確な項目を新たに解明した特徴点です。

①試験制度について

(組合) キャリア職・リーダー職・管理職登用試験はどのように考えているのか。

(会社) キャリア職登用試験については、次年度以降について現在検討中である。一般職の間に、駅業務のみならず企画部門を経験するために、企画部門試験を検討している。

エキスパート社員・キャリア社員の区分についても同様に現在検討中である。

リーダー職試験については、現行通りで実施をする。

管理職試験については、現時点では実施歴が無いがリーダー職として一定期間在籍した社員の中から必要に応じて対象社員に通知して実施して行く予定である。

(組合) 昇進試験制度の欠格条件を明らかにすること。

(会社) 受験日現在、休職中の社員は試験を受験することができない。(ただし、出向休職、待命休職、育児休職、介護休職を除く) また、前年度から合格発表までの間に訓告、日の欠勤があった社員は、原則として直近の1回受験することはできない。

②人事・賃金制度改正に伴う原資について

(組合) 人事・賃金制度改正の施策に伴う原資はどのようにするのか。

(会社) この場での具体的金額の回答は差し控えるが、当社だけでは賄うことが出来ない為、J R 東日本会社に協力要請をしていく予定である。

③中途採用者の学歴確認について

(組合) 最終学歴証明の確認に必要な手続きと費用について考え方を明らかにすること。

(会社) 最終学歴証明については、卒業証明書・卒業証書・学位記の写しを提出する。

手元に無い場合は、卒業した学校に卒業証明書を申請し提出する。その場合、学校に申請する必要な費用(事務手数料・通信費)は会社の負担とする。

④等級と職名について

(組合) 今回の人事・賃金制度改正で等級及び職名が変更になるが、エルダー社員も変更になるのか。

(会社) 当社で勤務して頂く方全員が対象になる。一部の方は下位の等級及び職名になる場合がある。

また、高校卒業で中途採用駅務経験者は現行賃金から下回ることは無い。

解明交渉の内容に踏まえ、全組合員で議論を深めよう！